

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項 (経営組織の見直し)

※ 現時点の考え方に基づくものであり、資料の内容については、今後変更等があり得る。

1. 社会福祉法人の各機関について

経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<改正前>

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

理事
理事長
理事会

<改正後>

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

評議員
評議員会

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)

- 定款の変更
- 理事・監事・会計監査人の選任、解任
- 理事・監事の報酬の決定 等

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

監事

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

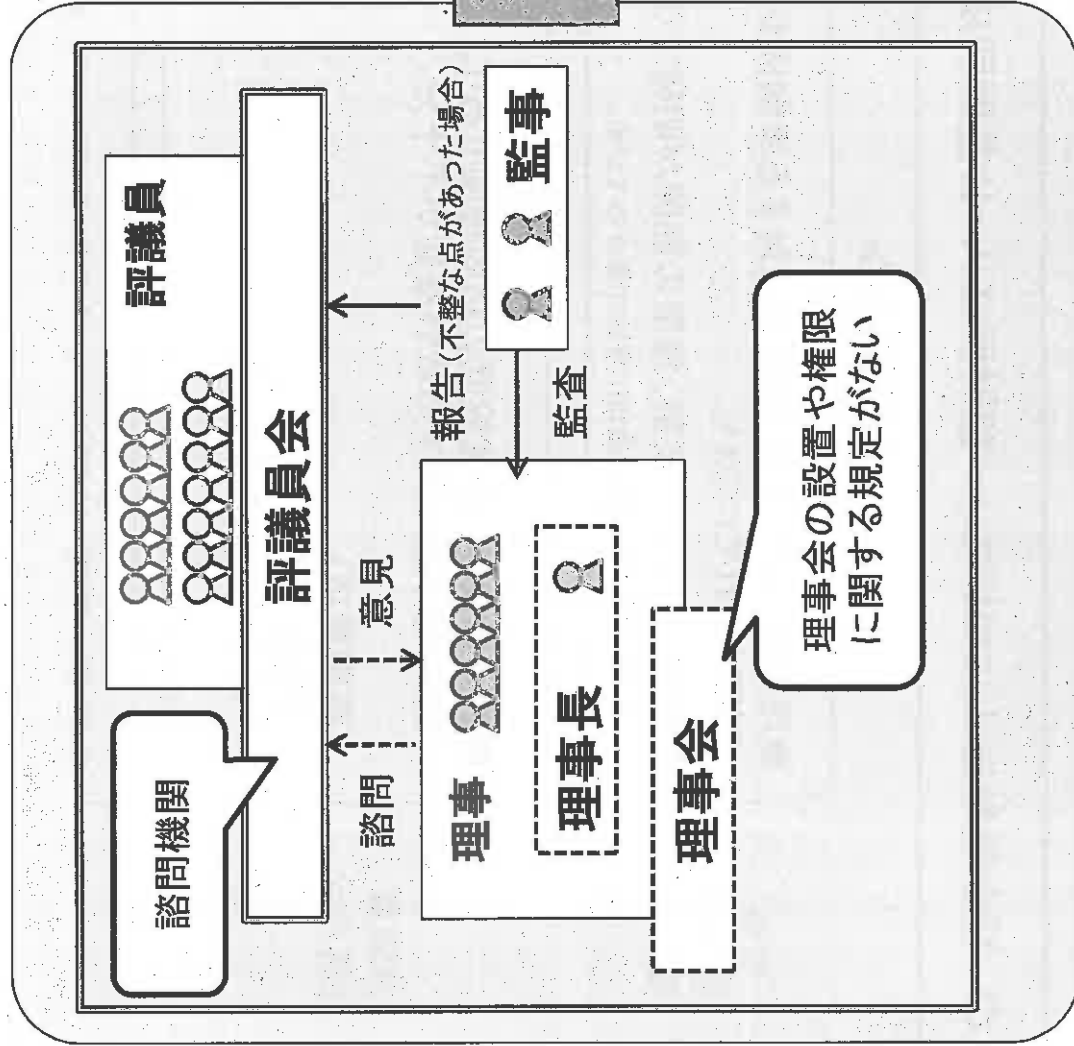
- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

会計
監査人

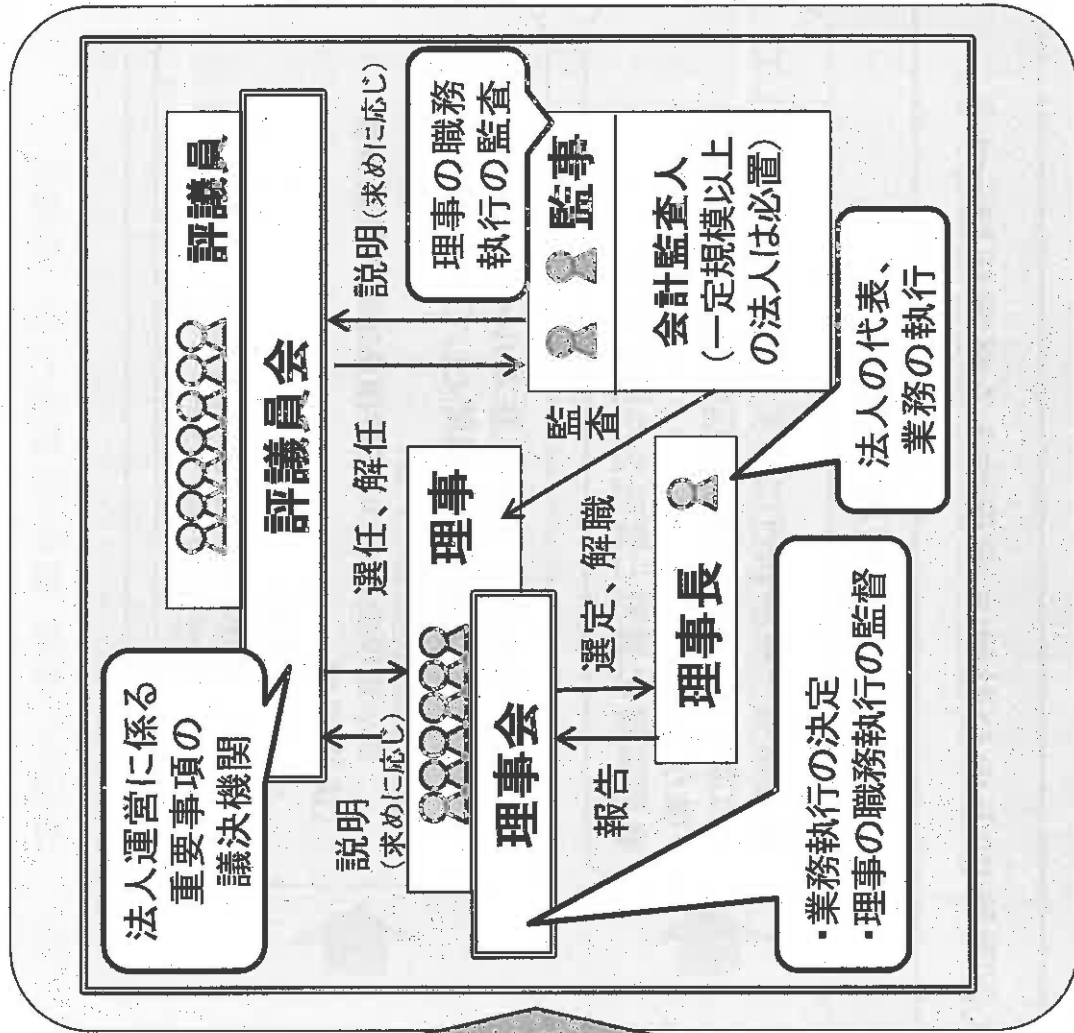
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行



改正後



評議員・評議員会の改正のポイント

	(現行)	(改正後)
評議員会	位置付け	法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員の選任、解任 等
	設置義務	必置
	資格	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
評議員	員数	7名以上 (理事の員数(6名以上)を超える数) ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人とする予定)
	理事との兼務	不可
	親族等特殊関係者の制限	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任 ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の業務執行の決定 ・ 理事の職務の執行の監督 ・ 理事長の選定及び解職 	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めたる事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・ 重要な財産の処分及び譲受け ・ 多額の借財 ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備 ※一定規模以上の法人のみ ・ 計算書類及び事業報告等の承認 ・ その他の重要な業務執行の決定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・監事・会計監査人の選任及び解任 ・ 理事等の責任の免除（一部・全部） ・ 理事・監事の報酬等の決議 ・ 役員報酬等基準の承認 ・ 計算書類の承認 ・ 定款の変更 ・ 解散の決議 ・ 合併の承認 ・ 社会福祉充実計画の承認

＜参考＞理事・理事長・業務執行理事の職務等について（法第45条の16及び第45条の17）

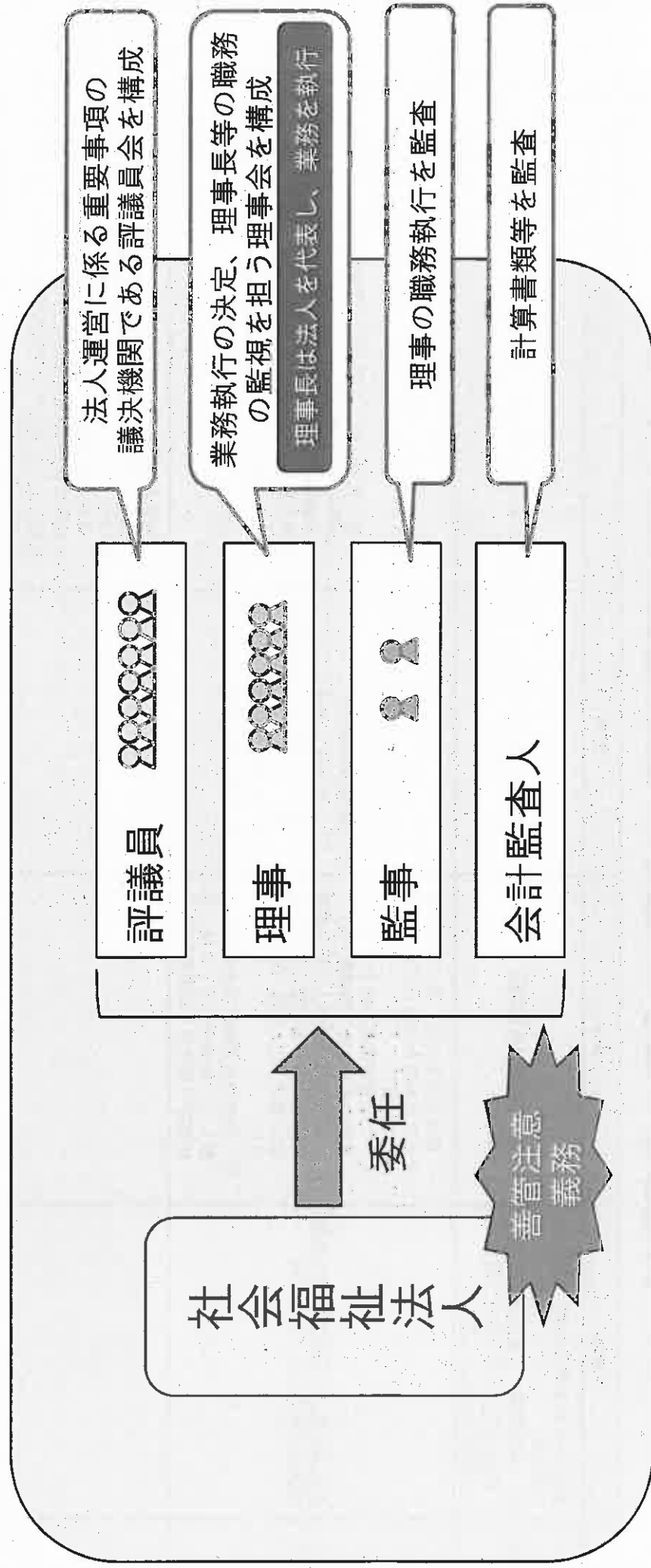
○理事：法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行う。

○理事長：社会福祉法人の業務を執行し、職務の執行状況を理事会に報告する。
社会福祉法人の一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

○業務執行理事：社会福祉法人の業務を執行し、職務の執行状況を理事会に報告する。

理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



評議員・理事・監事・会計監査人について①

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） ※ 経過措置（一定規模を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に依じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。 ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号） ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号） ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）	監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。 ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号） ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）	会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。
選任・解任方法	定款で定める方法（法第31条第1項第5号） ※ 法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※ 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第5項）	理事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）	監事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）。 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。	ア 会計監査人の選任 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 イ 会計監査人の解任 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。 ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。

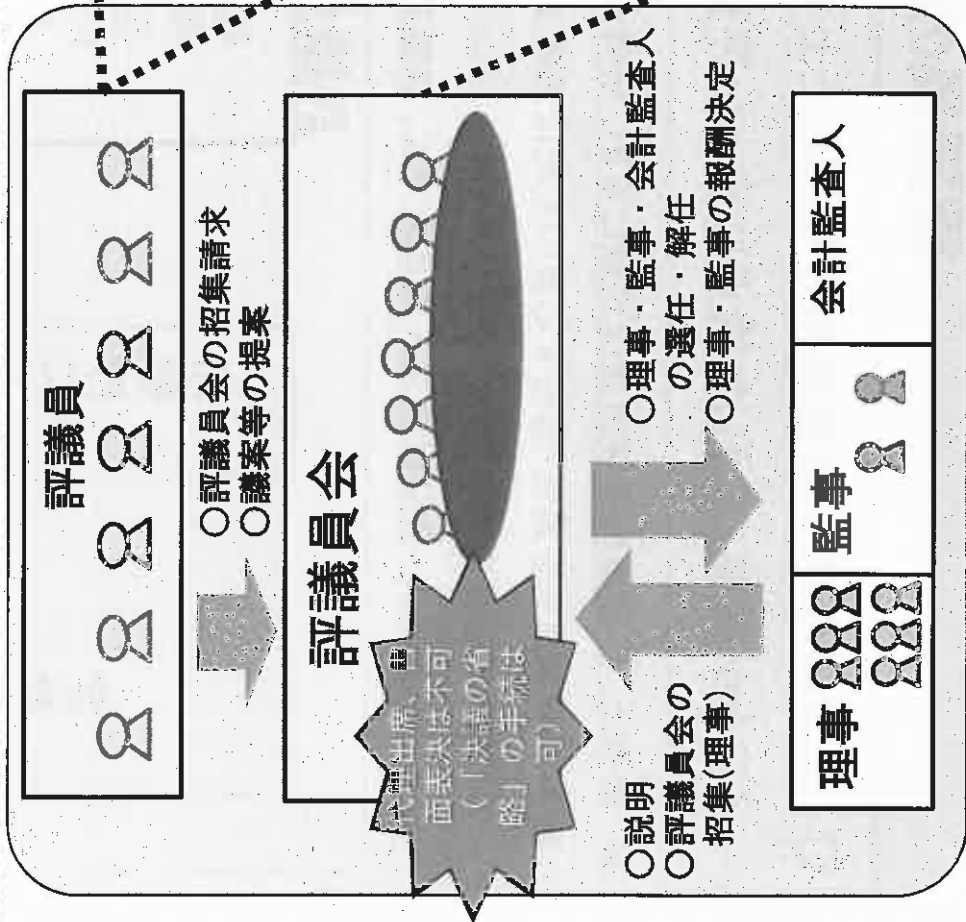
評議員・理事・監事・会計監査人について②

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任後4年以内に終了する会計年度のうちに最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第41条第1項） ・ 定款で「4年」を「6年」まで延長することが可能（同項ただし書） ・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうちに最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうちに最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうちに最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条の3第1項）。 ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する（法第42条第1項）。 ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。 ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないうちは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならぬ（法第45条の6第3項）。 ・ なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないうちは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならぬ（法第45条の6第3項）。 ・ なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。

2. 評議員・評議員会について

評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定められた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

【評議員の権限 (主なもの)】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求 (理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。)
- ・ 議題提案権 (議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで)
- ・ 議案提案権 (評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能)

【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限 (主なもの)】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
 - ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員報酬の決定等
- ※ 監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ※ 報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

評議員の選任方法（運用）

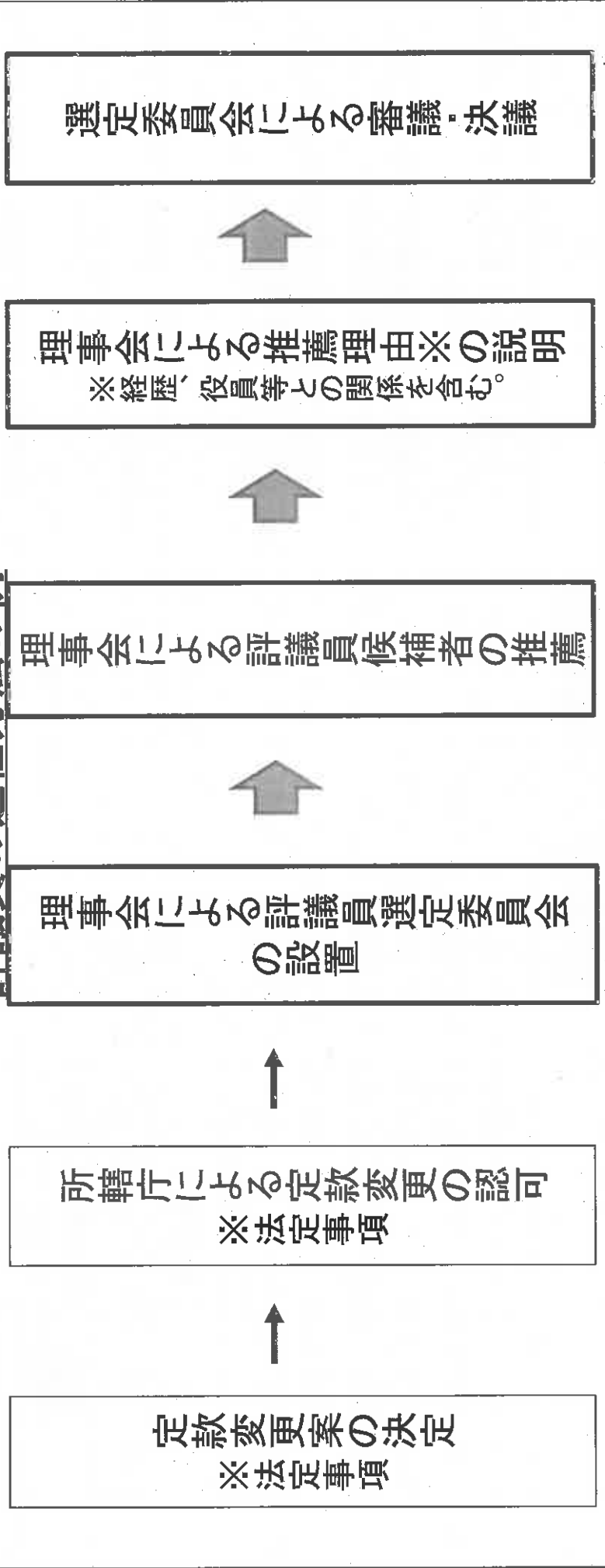
○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。

理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

評議員の選任方法の例



評議員選任・解任委員会のイメージ

定款例(抜粋)

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

FAQ

問 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか

答 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

答 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(法第31条第5項)、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。

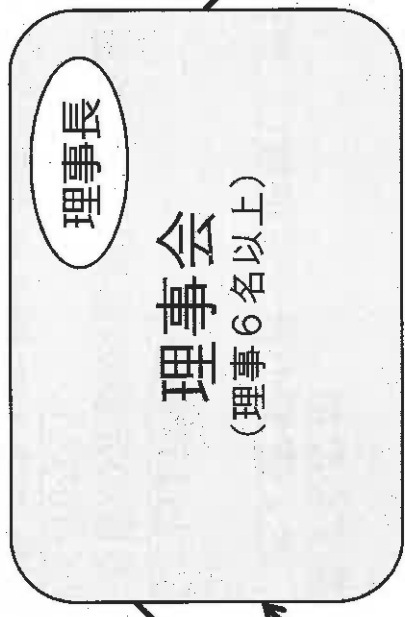
答 事務局員に法人の職員(介護職員等を含む。)がなることは可能である。

問 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

答 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

(参考) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係

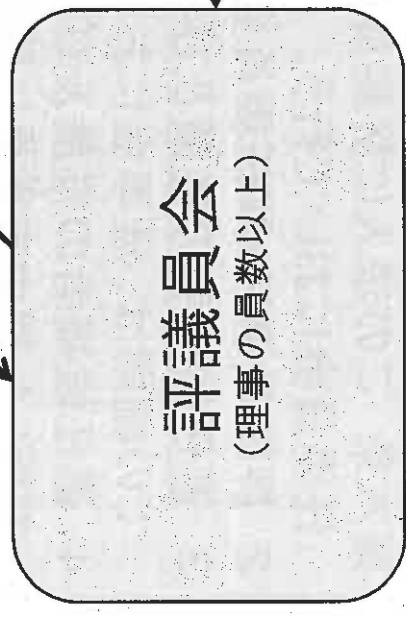
<業務執行機関>



- 役員候補者の推薦の提案
- 役員解任の提案

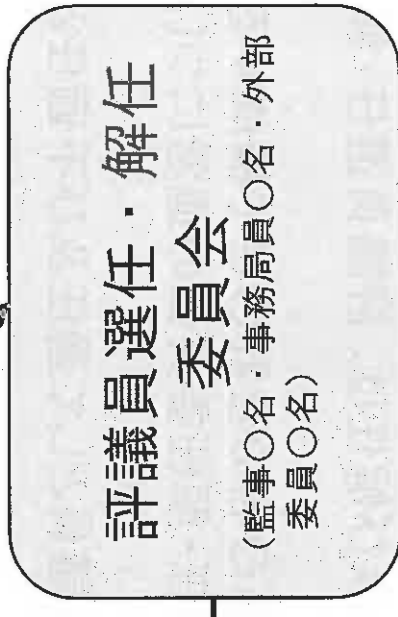
- 外部委員等の選任
- 評議員候補者の推薦の提案
- 評議員解任の提案

○役員選任・解任



<議決機関>

○評議員選任・解任



※ 人数については、法人の規模等に
 応じて、各法人において判断す
 る(外部委員を含む3名以上)。

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

- 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。
- 第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。
- この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

FAQ

問 当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。

答 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。

問 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

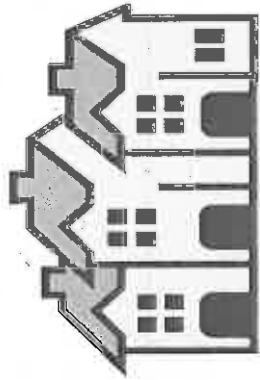
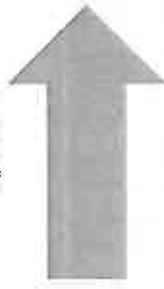
答 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



相談



自治体



情報の提供



社会福祉協議会

<所轄庁>

- 法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行う（法人の自主性・自律性を阻害しないことに配慮が必要）。

<所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県>

- 社会福祉協議会が行う取組を支援する。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

<市区町村社会福祉協議会>

- 担当者（部署）を決定し、法人からの要請に応じて、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報提供 等

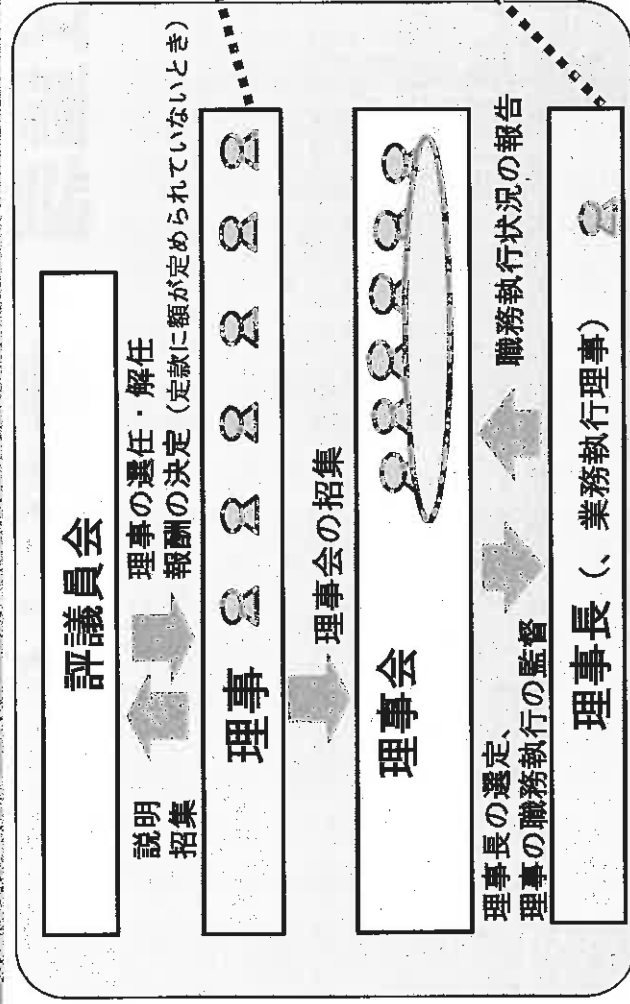
<都道府県・指定都市社会福祉協議会>

- 担当者（部署）を決定し、市区町村協に對する支援を実施。専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村協に對し、情報提供。
- 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置 等

3. 理事・監事及び理事会について

理事

- ① 理事長の職務及び権限等
 - 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
 - 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。 ※業務執行理事も同様
- ② 業務執行理事の職務及び権限等
 - 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。
- ③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等
 - 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。



【理事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務、忠実義務
- ・ 利益相反取引の制限
- ・ 評議員会における説明義務
- ・ 監事に対する報告義務

【理事の責任（主なもの）】

- ・ 法人に対する損害賠償責任
- ・ 第三者に対する損害賠償責任
- ・ 特別背任罪、贈収賄罪

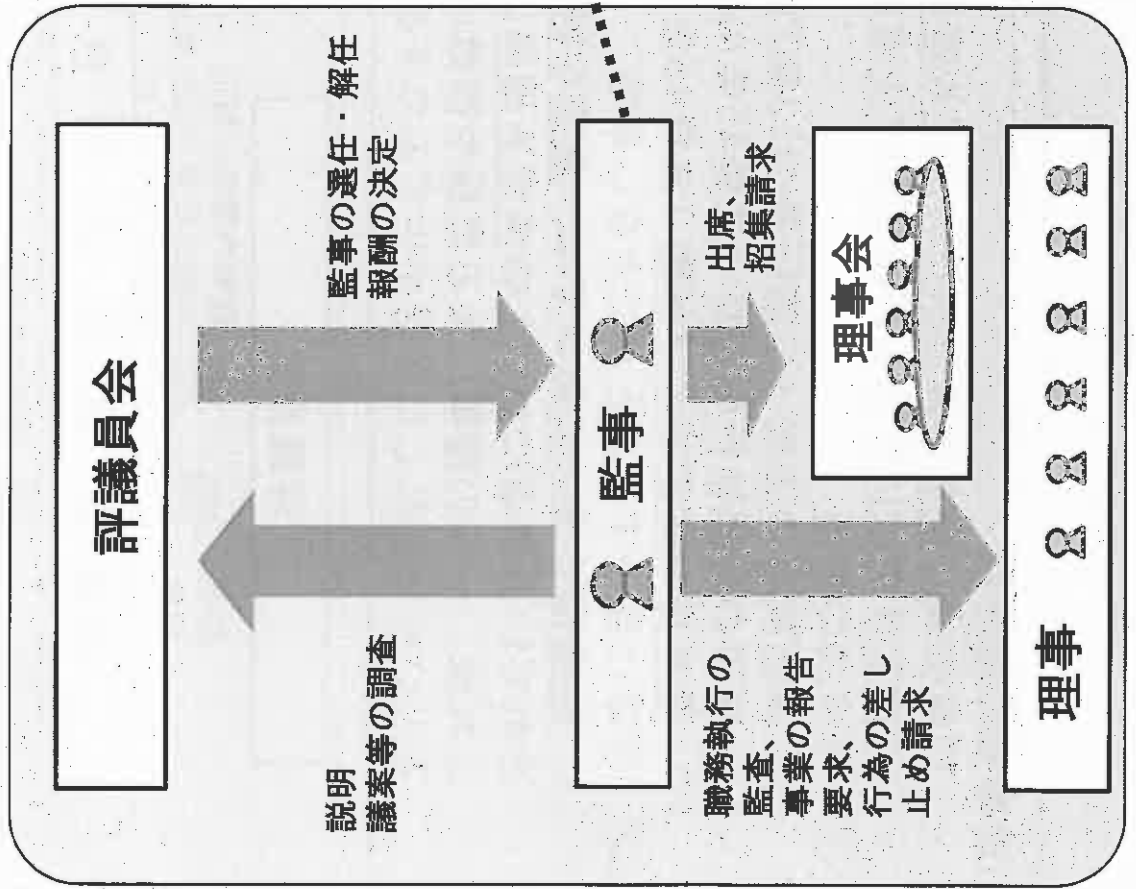
【理事長の権限】

- ・ 法人の代表、業務の執行・理事会への職務執行状況の報告義務

【理事長の義務（主なもの）】

監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
 - ・ 理事会への出席義務
 - ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
 - ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
 - ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）
- 【監事の責任】
- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

理事会

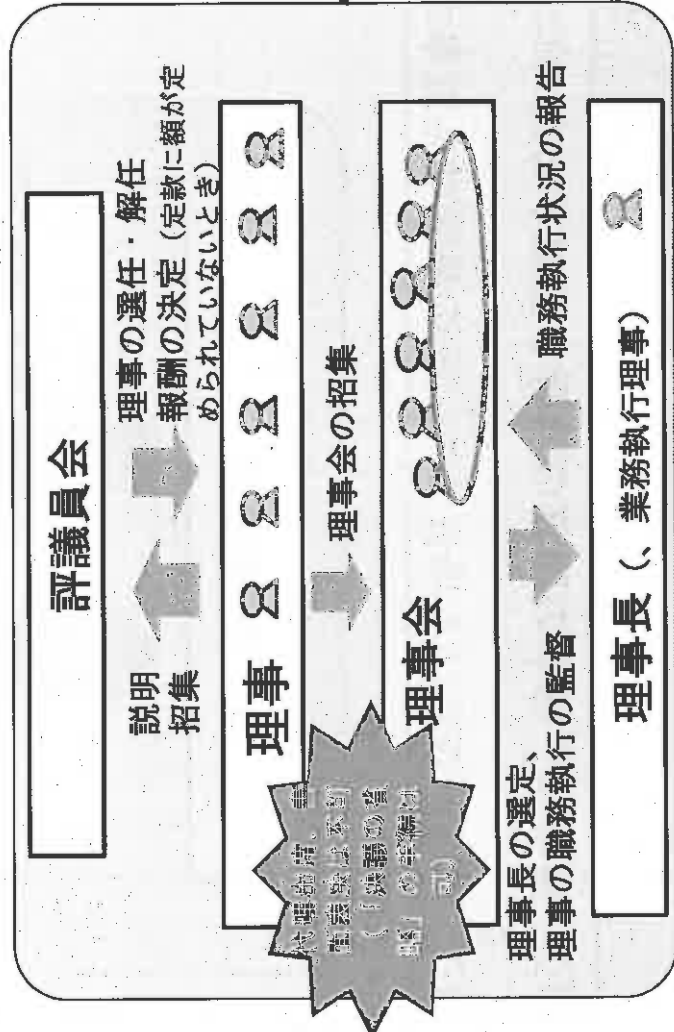
○理事会の権限等

- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定 (法第45条の13第2項第1号)
- (イ) 理事の職務執行の監督 (法第45条の13第2項第2号)
- (ウ) 理事長の選定および解職 (法第45条の13第2項第3号及び同条第3項)
- ② 理事に委任することができない事項
 - ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている (同条第4項)。

これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。



【理事会の権限 (主なもの)】

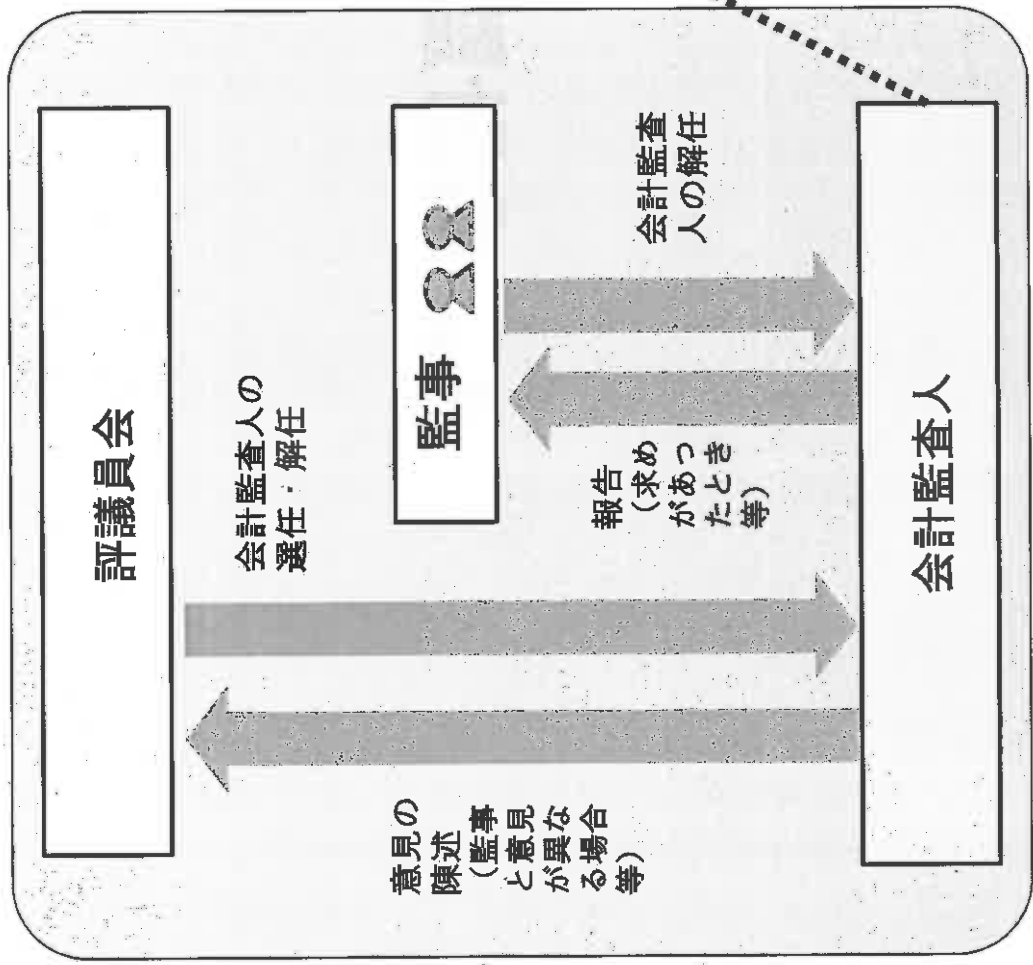
- ・ 法人の業務執行の決定
 - ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
 - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。

- ① 重要な財産の処分及び譲り受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制
- ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

4. 会計監査人について

会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適正性について監事と意見が異なる場合）

【会計監査人の義務（主なもの）】

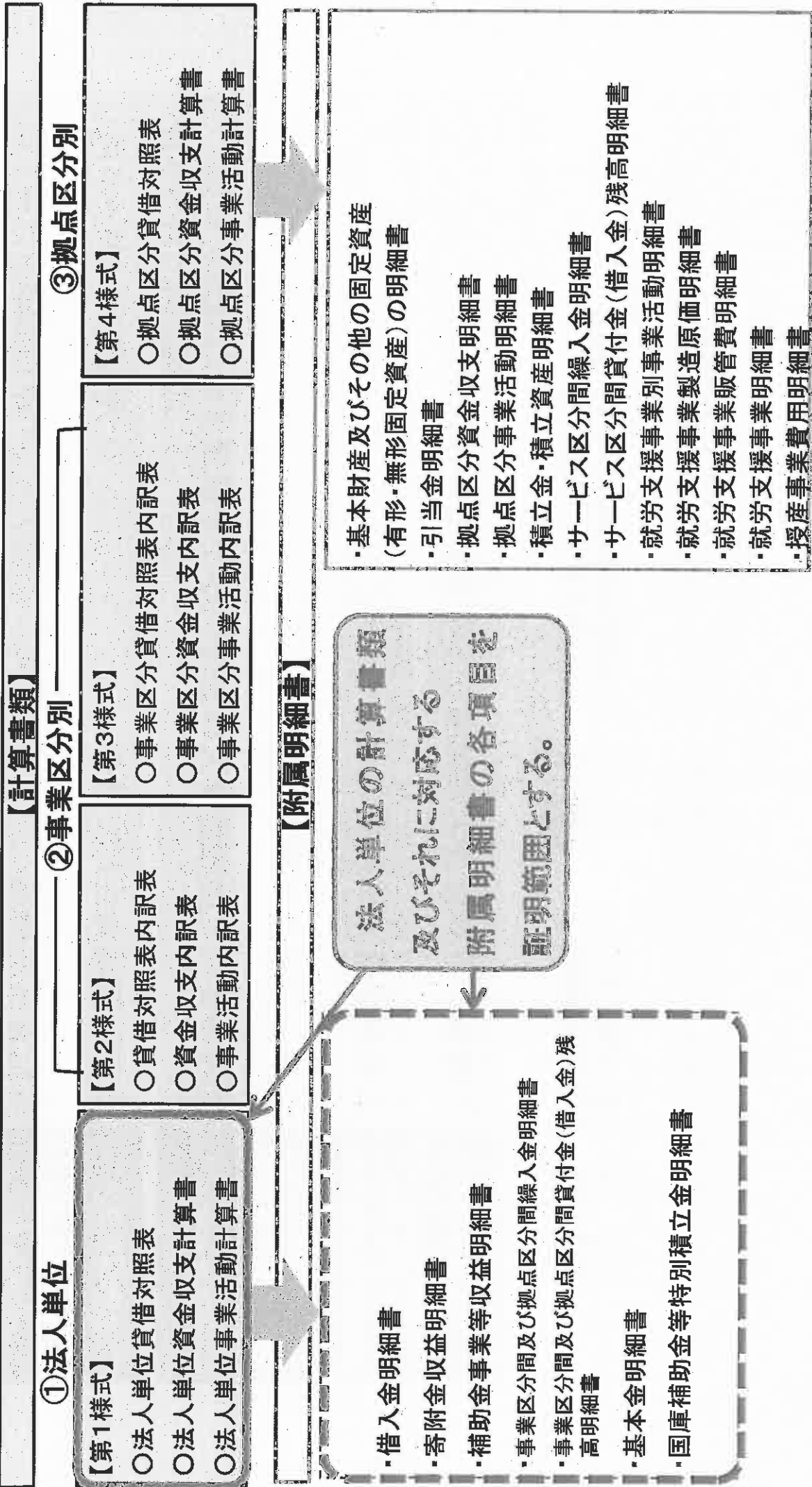
- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求めた決議があったとき）

【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

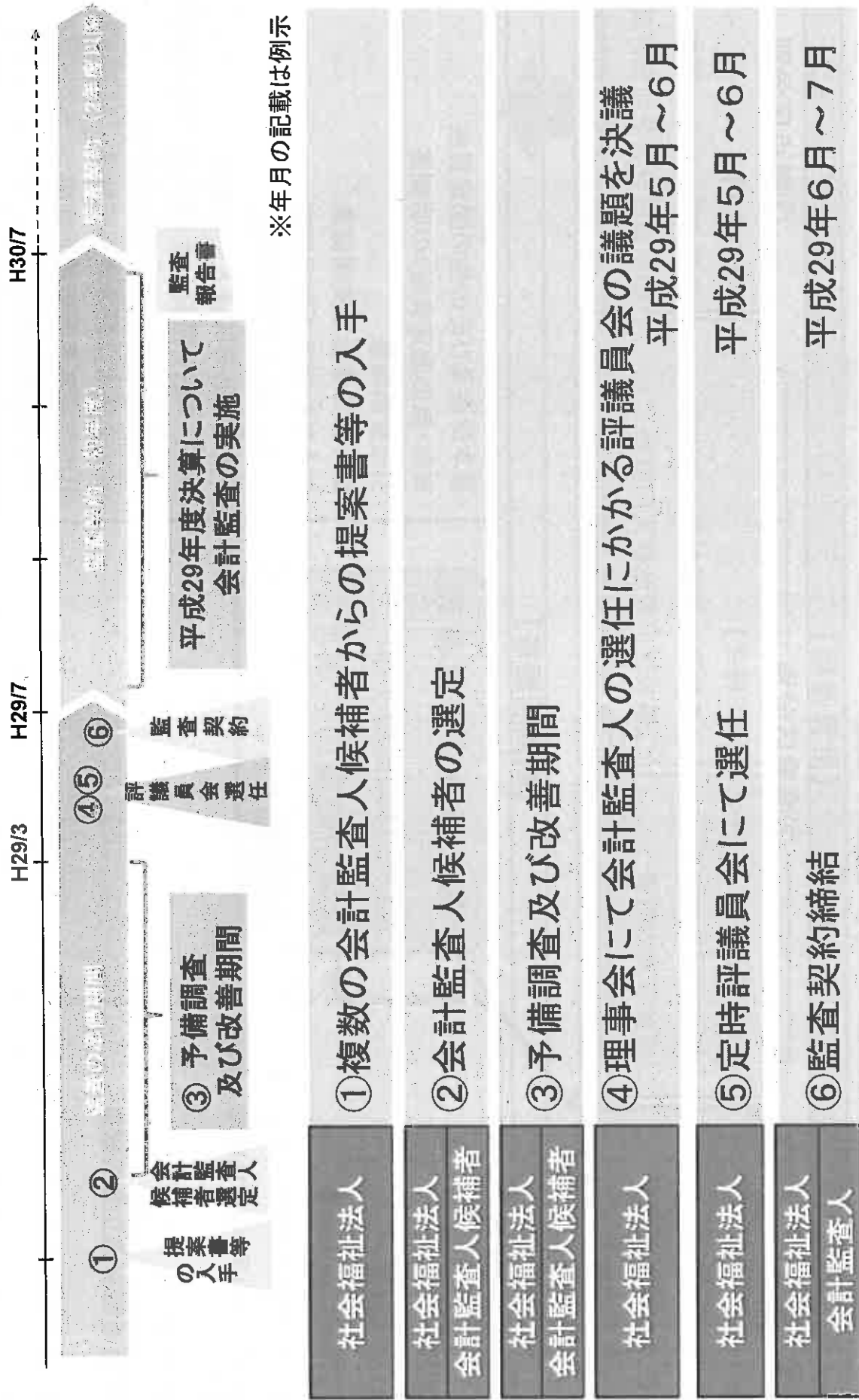
会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

（1）計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



※証明範囲としては上記とするが、法人単位の計算書類及びその附属明細書は拠点区分別の証明範囲の対象となるため、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

会計監査人監査に係るスケジュール例



※会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

◆社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）

【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】（抄）

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

○ 以下の例に掲げられたような支援項目から、当該法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、必要な支援を選択して、専門家を活用することが考えられる。

（支援の例）

○財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例

- ・ 法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・ 経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・ 会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等に係る現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・ 会計ソフトの設定、入力科目等の設定、入力マニユアルの提示等パソコン会計の導入支援 等

○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例

- ・ 法人全般の統制
- 例) ガバナンス体制（理事会、評議員会、監事等）、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援 等
- ・ 各種事業の統制
- 例) 購買、固定資産管理、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続き等に対する支援 等
- ・ 決算の統制
- 例) 決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援 等

社会福祉法人会計監査円滑実施協議会

1. 導入の趣旨

一般の社会福祉法の改正により、一定規模以上の社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられたところであるが、制度施行までの間に会計監査の内容やそのメリット・意義についての理解を深めるとともに、会計管理に関する社会福祉法人の職員研修などの実施方法について協議を行い、会計監査人制度の導入に向けた十分な態勢を確保する観点から協議会を設置する。

2. 協議事項

- (1) 社会福祉法人を含む関係者に対し、会計監査人制度の内容やメリット等の周知方法
- (2) 会計監査の受入に必要な会計処理や会計帳簿の整備に係る会計管理に関する職員研修の実施方法
- (3) 公認会計士等の側において、社会福祉法人の特性に合わせた監査(非営利性を担保するための適正支出等に重点を置いた監査、行政目的との連動)を実施するための具体策の検討

3. 構成員

下記団体から構成員を推薦

- ・日本公認会計士協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

4. スケジュール

- 第1回目 6月16日
- 第2回目 7月15日
- 第3回目以降 随時開催

第1回目 6月16日

- 会計監査の概要とメリット
(日本公認会計士協会)
- 社会福祉法人における会計監査受入準備について
(日本公認会計士協会)
- 上記に係る社会福祉法人への効果的な周知方法
(日本公認会計士協会、福祉関係団体)

第2回目 7月15日

- 上記(第1回目の各項目)に係る社会福祉法人への具体的な周知方法の調整
(日本公認会計士協会、福祉関係団体)
- 会計監査工程と具体的内容について
(日本公認会計士協会)
- 社会福祉法人の特性にあわせた監査について
(日本公認会計士協会)

5. 内部管理体制について

内部管理体制について

1. 概要

○ 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

2. 内部管理体制の内容

○ 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、厚生労働省令で以下の内容を規定する予定である。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<法人における作業の流れ>

- ① 内部管理体制の現状把握
内部管理状況の確認、
内部管理に係る規程等の
整備状況の確認

- ② 内部管理体制の課題認識
現状把握を通じて、業
務の適正を確保するため
に必要な体制と現状の体
制を比較し、取り組むべ
き内容を決定

- ③ 内部管理体制の基本方針
の策定
法人の内部管理体制の
基本方針について、理事
会で決定

- ④ 基本方針に基づく内部管
理体制の整備
基本方針に基づいて、
内部管理に係る必要な規
程の策定及び見直し等

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

6. 役員等の兼務について (特殊関係者含む)

社会福祉法人の役員等の兼務について

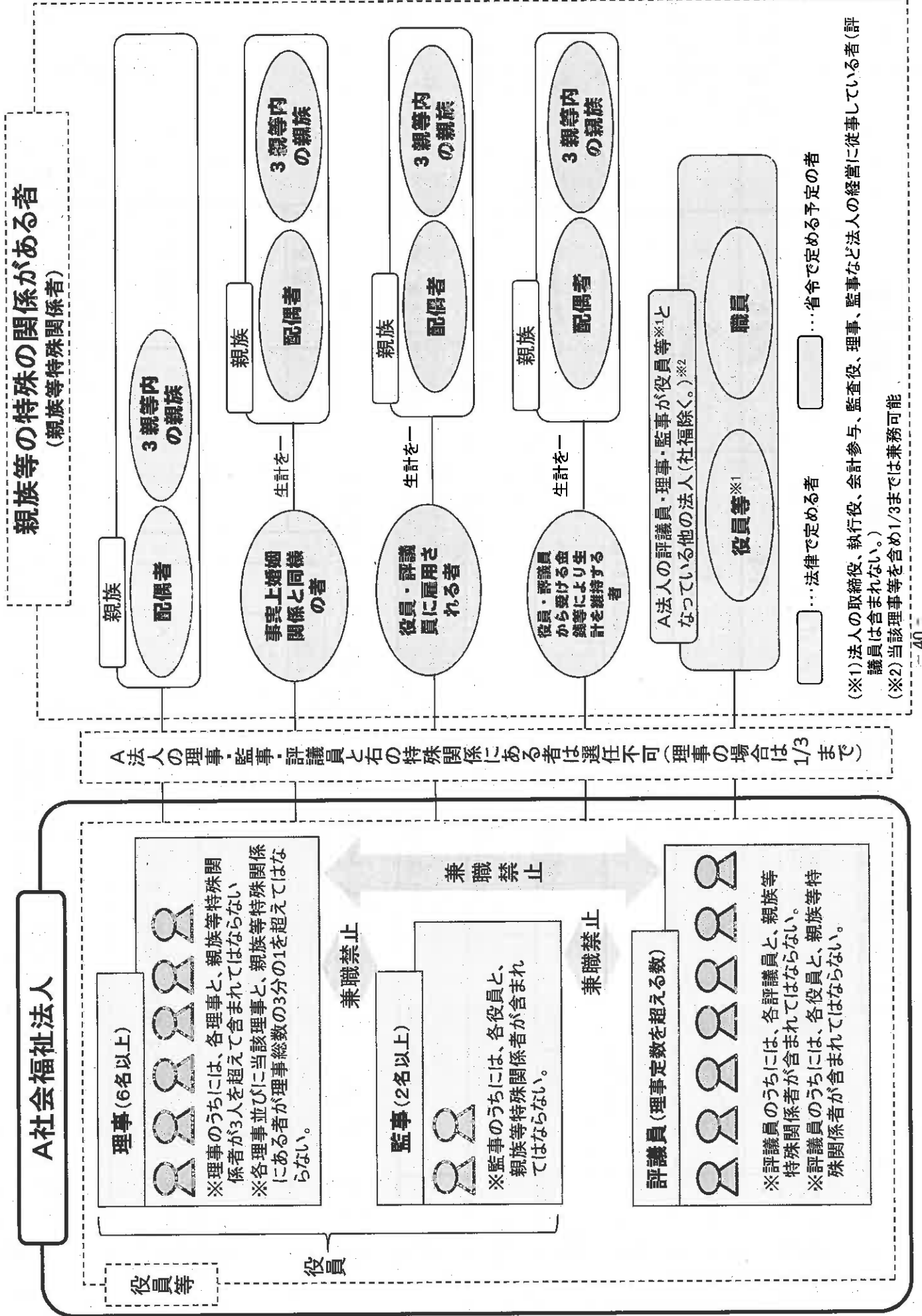
1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		X (公認会計士法)	X (公認会計士法)	X (公認会計士法)	X (公認会計士法)
監事	X (公認会計士法)		X (社福法第44条第2項)	X (社福法第40条第2項)	X (社福法第44条第2項)
理事	X (公認会計士法)	X (社福法第44条第2項)		X (社福法第40条第2項)	○
評議員	X (公認会計士法)	X (社福法第40条第2項)	X (社福法第40条第2項)		X (社福法第40条第2項)
職員	X (公認会計士法)	X (社福法第44条第2項)	○	X (社福法第40条第2項)	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

	評議員	監事
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ ○ (問21)	○ (問38)
	記帳代行業務・税理士業務 X (問21)	X (問38)
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合 ○ (問22)	○ (問39)
	業務執行に当たるとする場合 X (問22)	X (問39)
	記帳代行業務 X (問42)	会計監査人
	税理士業務 X (問43)	

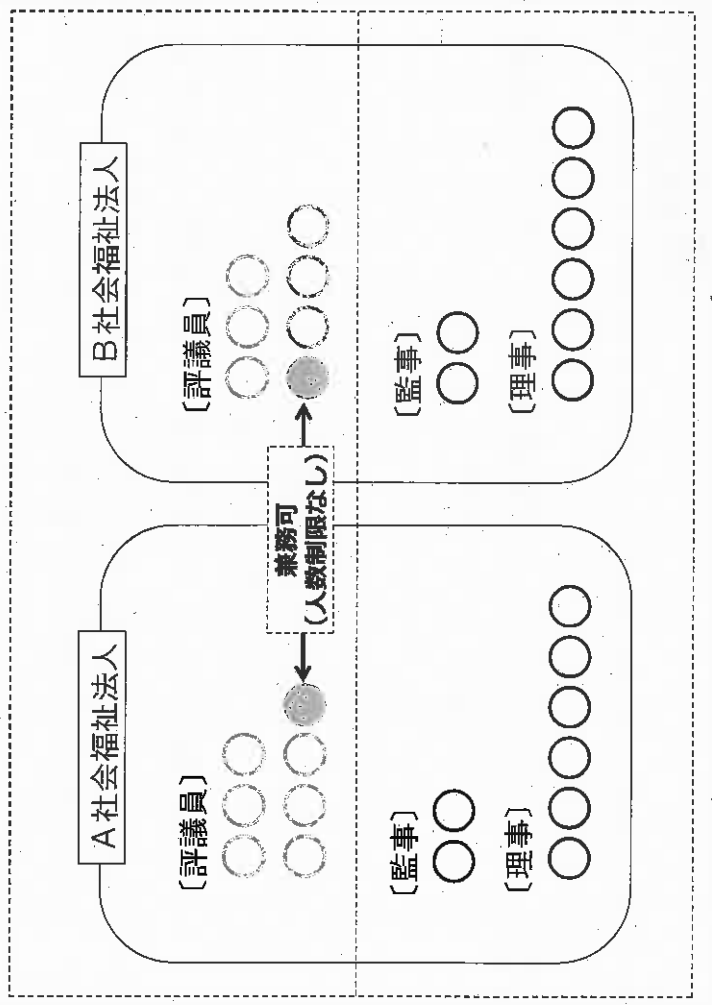
社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



評議員の特殊関係者①

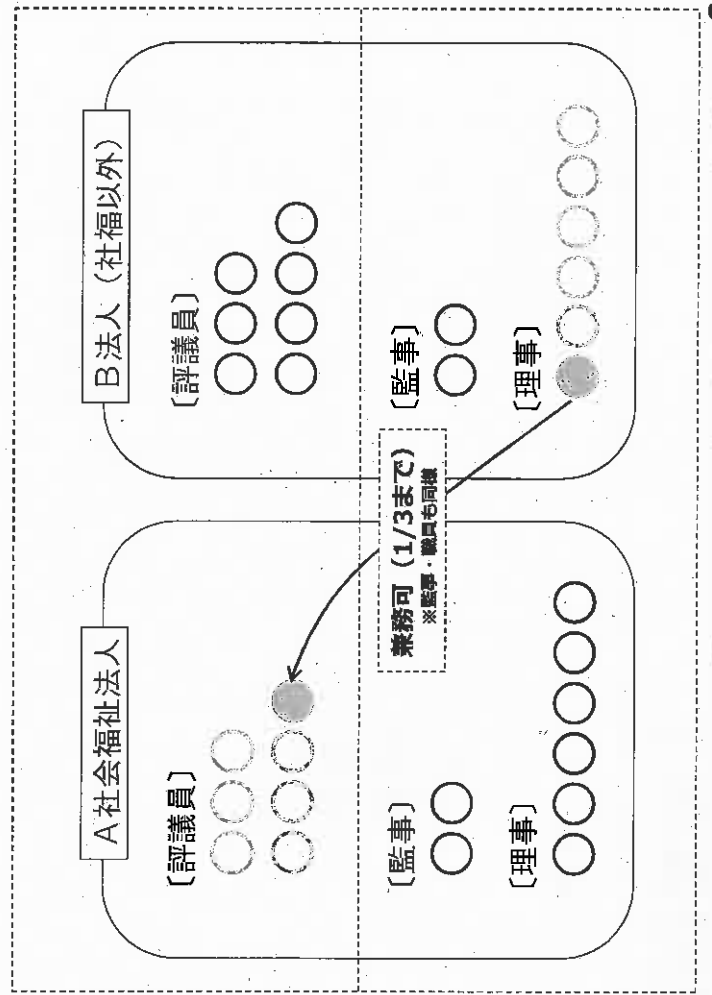
問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)
1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。



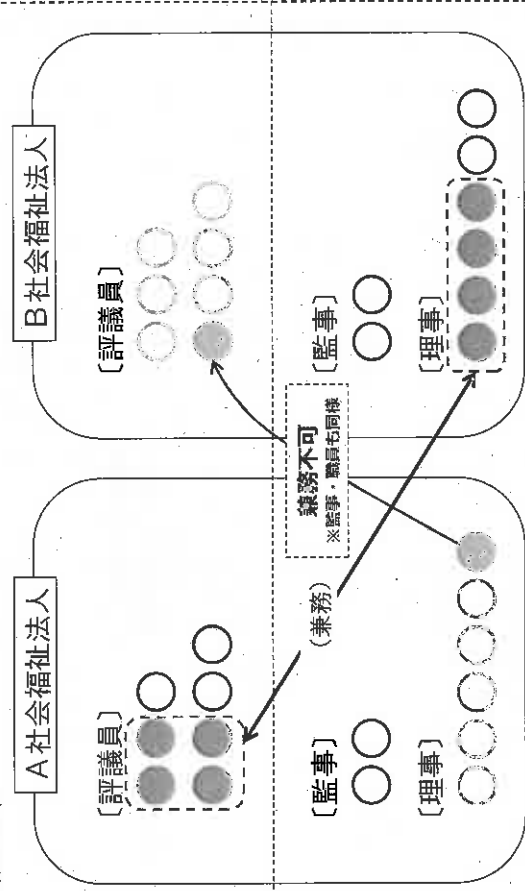
評議員の特殊関係者②

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

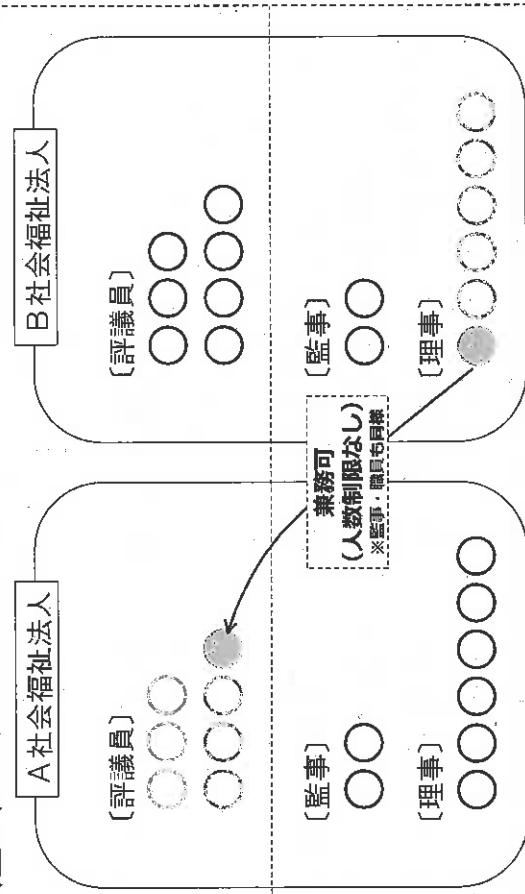
(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合には、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

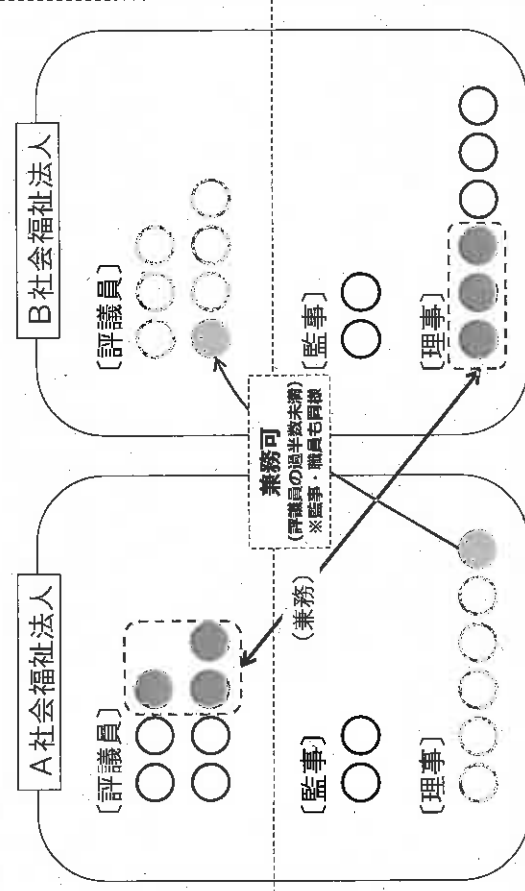
(図2)



(図1)



(参考)



7. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

【評議員の報酬】

- 評議員の報酬は定款で定めなければならない。

【理事の報酬】

- 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

【監事の報酬】

- 監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

【区分ごとの報酬総額の公表】

- 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表。

FAQ

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答

1. (略)個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。